

公法問題用紙

Ⅲ. Xは、A市立工業高等専門学校（以下、A高専という）の学生であるが、A高専では、第1学年の保健体育において剣道の履修が必修とされていた。Xは、剣道を含む格技を教養上禁ずる宗教を信仰する者であり、宗教上の理由から剣道実技に参加することはできない、と学校側に申し出、併せてレポート等の代替措置を採ることを要望したが、学校側は、これを拒否した。その結果、Xは、第1学年の保健体育が極めて低い成績のため不合格となり、同校の「進級に関する規程」により原級留置処分とされたため、第2学年への進級ができなかった。そして翌年度も同じ経過が繰り返され、Xは2度にわたって原級留置処分を受けることとなった。

A高専では、①同校学則において、学生が「学力劣等で成業の見込みがないと認める者」に該当する場合には、校長は退学処分にすることができる、としており、さらに②「退学に関する内規」では、2度連続して原級留置処分とされた者を「学力劣等で成業の見込みがないと認める者」として、退学処分とすることが規定されていた。

これに対して、Xは退学処分の取消訴訟を起こしたが、裁判の過程で次のような事情が明らかとなった。

(事情1) Xは、保健体育が不合格となった以外は、各科目おおむね成績が全体の上位5～10%に位置しており極めて優秀であること。

(事情2) Xは、幼少の頃から当該宗教を信仰しており、その信仰は真摯なものであることが窺えること。

(事情3) 宗教上の理由から格技（柔道や剣道）の実技に参加できない学生・生徒について何らかの代替措置を実施している例は他の高等学校、高等専門学校においてもみられ、技術上ないし学校の運営上、必ずしも不可能とはいえないこと。

これに対して、学校側は以下の2点を主張した。

(主張1) 高等専門学校の校長が学生に対して原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量に委ねられている。

(主張2) 学則、「進級に関する規程」、「退学に関する内規」等諸規程を学生に平等に適用しなければならず、代替措置を講ずることは、かえって平等原則に違反し裁量権の逸脱・濫用にあたるおそれがある。

以上の学校側の主張に対して、裁量権の逸脱・濫用に対する法的コントロールの観点からどのような反論が可能か。学説・判例の考え方を踏まえ、とりわけ代替措置の検討を行わなかった点をどのように評価するかについて触れつつ、答えよ。解答は茶色の解答用紙（その2）にしるせ。（1000字以内）

注意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。（黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。）
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

I. A市では、伝統的に形成されてきた良好な住環境を守るために、市内の一定地域について宅地を500平方メートル以下に分割して売買することを禁止し、違反した者に対して100万円以下の罰金を科する旨の条例を制定した。この条例に含まれる憲法問題について論ぜよ。解答は、紺色の解答用紙（その1）の表面にしるせ。（1000字以内）

II. 次の問(1)・(2)のうち、どちらか一つを選択して、その概念について論ぜよ。解答は、紺色の解答用紙（その1）の裏面にしるせ。また、選択した問題番号を解答用紙の所定欄に明示せよ。（500字以内）

(1) 司法権の独立

(2) 議院内閣制